

第二百回 国会 経済委員会議録 第四号

令和元年十一月八日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

政府参考人
(外務省大臣官房参事官)

曾根 健孝君

政府参考人
(経済産業省大臣官房長)

糟谷 敏秀君

同日

辞任

福田 達夫君

長尾 敬君

補欠選任

門山 宏哲君

山下 貴司君

同日

辞任

長尾 敬君

福田 達夫君

長尾 敬君

政府参考人
(経済産業省大臣官房技術官)

小澤 典明君

上田 洋二君

同日

辞任

山下 貴司君

富樫 博之君

同日

辞任

木村 齐木

武志君

今井 雅人君

木村 哲也君

同日

辞任

山崎 誠君

木村 哲也君

同日

辞任

山崎 誠君

木村 哲也君

同日

辞任

木村 哲也君

同日

○梶山国務大臣 東電もそのリスクを十分に考えた上で、取締役会の結論は出していると思つております。

その後に、例えば、この東海第二だけじゃなくて、廃炉になる、またバックエンドをどうするんだという課題もあるわけありますけれども、二〇一一年の三月十一日の事故以降、やはりバックエンドというものをしっかりと現実のものとして考えていかなければならぬと私自身も思つておりますし、就任をして、バックエンドのことも指示をしているところであります。

○宮川委員 私、一年前に、文部副社長とも同じような議論をしたんです。そのときはまだ決めていないとおっしゃっていたので、あれから一年ある中で、しつかり会社の中でもんで、これだつたら國民に説明できるだろう、これだつたら、それは反対の人はゼロにはできないかもしねいけれども、福島の方々に説明できるだろう、そういうふた事業計画を持つて、それで来ていらつしやるというふうに私は思つていたわけですが、結果としては、本当に何もない、ほぼゼロベース。信じてください、我々がちゃんと経営上問題ないと言つているんだから國民は黙つて信じてくださいと言つわんばかりの説明しかないわけです。

なぜこういう説明になるのかといえば、私は、やはり、今の原発行政が破綻をしていて、どう考えても國民の半数以上、多くの方が納得されるような事業計画がつくれないから説明できないなんじやないかと。だから、もともとの、今の第五次エネルギー計画、原発を二〇%動かすということになつていますが、約三十基近い原発を動かさなければいけない。こういった、全く実現できないことを考へているんだけれども、それを逃れるた

いつたひずみが、国民にもしわ寄せが来ているんじやないですか。大臣　どう思われますか。
○梶山国務大臣　原子力に対する考え方は、三、一以降変わってきているということであります。六十基あつた原発も二十四基廃炉という決定もしているわけであります。

そういう中で、二〇三〇年のエネルギーのベストミックスということでありますけれども、あれを実現するためには、いろいろな可能性、いろいろな選択肢を考えていかなければならぬと思つておりますし、その中で、原発は極力低減をしていく、また再生可能エネルギーもふやしていくくという方針のもとに今やつていています。

今、一つの電源を全て否定するようなことになれば、二〇三〇年のエネルギー・ミックスもなかなか難しい。その次の、例えば、極力低減をして、再生可能エネルギーをふやしていくということもなかなか難しいのではないかと私自身は思つております。

○宮川委員　福島のために、そして、本当に必要なことを國民に説明をして、しっかりと進めか難しい。その次に、例えば、極力低減をして、再生可能エネルギーをふやしていくということをされて、私の質問を終わりにいたします。

○富田委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　國民民主党的浅野哲でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

きょう、私の方からは、まず最初に、日米貿易協定にかかる自動車産業の話題から質問に入らせていただきたいと思います。

昨日行われた外務、農水、経産の連合審査会でも質問をさせていただきましたけれども、きのうやりとりをさせていたいたい中から見えてきたものは、日本の基幹産業である自動車産業については、関税撤廃というのがあたかも確約されるかのような説明がされてきたわけだけれども、実際のところ、よく聞いてみれば、まだ関税

○浅野委員 私が期待した答弁とは若干異なります。
ただ、従来、自動車産業を構成する裾野というのは大変広いございます。そういった中で入るかわっていく可能性があるといつことで不安なところも、産業界と連携しながら、日本の成長力の源泉でもありますので、しっかりと支えてまいりたいと思っております。
○梶山国務大臣 今委員がおっしゃったように、自動車業界は大きな転換期に差しかかっていると思っております。エンジンから電動化ということで、モーターにかかるものも出てきている。そして、エンジンをつくることによって裾野の広い産業や技術開発ができてきましたけれども、それらが今度は別なものに置きかわる可能性もある。そして、自動運転ということで、ITとの連携、またAIとの連携という分野も出てくるということで、今までの組合せとは違う自動車産業界というものができていくのかなという気がいたします。
○浅野委員 さて、この点について、もう一つお尋ねをさせていただきます。自動車関連産業の現場では、今、モビリティーアップ・ア・サービスですかとかCASEといったような大きな産業構造の変化が起こっております。こうした変化が、今後のどの程度、国内そして海外の経済産業分野への影響を与え得るものなのか。定量的な評価で答弁いただければありがたいですけれども、どういう認識を今政府が持つていらっしゃるのか、まずはお伺いをしたいと思います。

したけれども、ただ、裾野の広い分野である、それから、大変大きな影響が及ぶだろうというのは、誰もがここは認識を一致できると思います。それは国内外問わず同様だと思いませんけれども。

そういう中で、今回の日米貿易協定に関しては今後の交渉になっていく、しかも、どの項目について交渉するかはこれから交渉していくことですから、やはりそこに對して早くから日本の政府としても準備をしなければいけない、これはきのうも御指摘をさせていただきました。

まず、外務省、きょう来ていただいていると思うので伺いたいんです、外務省の日米貿易交渉に関する考え方として、自動車及び同部品に対する関税交渉の現時点での方針といったものを簡潔に教えていただきたいと思います。

○曾根政府参考人　お答えさせていただきます。

自動車分野に関しましては、先ほど委員の方からも御指摘があつたとおり、電動化、自動走行等、大変革期にあるということで認識しております。

交渉の方は関税撤廃を前提に今後協議していくということをございますけれども、その点に関しては、今後の交渉においても、できる限り早期の関税撤廃に向けて協議を進めていくということを取り組んでいきたいというふうに考えております。

○浅野委員　もう少し具体的にお伺いしていただきたいんですが、九月二十五日に茂木外務大臣がニューヨークで記者会見に臨んだ際のメモがあり、その資料の六、最終ページに掲載されてございましたし、少し下の段落の方、今どの部品とい

になりますけれども、これは要するに、中小企業の方々といふのは書類作成や申請作業をする手間をかけるほどの余裕がない方が多いのが実態で、やはりグループで申請できるということで、そこが大変重宝されてきたということもあります。ですから、今大臣が言つていたいたぐるープ補助金が使えない地域においても、手続の簡素化というのはぜひとも具体的に対応をお願いしたいというのが一つ。

御協力もいただきながらという発言もありました。
ちょうど、「中小企業いばらき」という、これは地元の商工会の方々がつくつていらっしゃるので、今月は、たまたまだと思いますけれども、こしの通常国会で審議をされた中小企業強靭化法の解説が載っています。
中小企業強靭化法というものの、せっかく中小企業を守るために、よりよい形をつくるための手法でしたけれども、きょう、ちょっとこれから議論させていただきたいのは、この強靭化法の中身はあくまで、B C P 計画を作成したときに、事前、いわゆる投資・防災・減災に対する投資を優遇するという支援にとどまっている。きょうはこういう表現を使わせていただきますが、こういった災害が起きたときに、事後的な支援策についても何らかの優遇を設けることができないのかといふことを考えるわけです。

望ましくは、全ての中小企業がしつかりBCP計画を策定して、何かが起こったときにも十分に防災・減災ができる形を整えて、しかも、それでもやはり何か被害を受けたときには、その後早期に復旧できる、そういうような趣旨の法案でありますから、発災後のケアといつたものも政府のメニューの中に今後盛り込んでいただきたいとうふうに思っているんですが、これについてお考えをお伺いしたいと思います。

○P、企業が継続していくための努力をしていただくということで支援をしてきております。今回、その中でも、数多くの企業が多分被災をされたことだと思いますけれども、ここで強調化法に指定されている企業にスポットを当てるといふよりも、より多くの企業がこのパッケージの中で救済されることということで、先ほど申しましたグループ補助金のほかにも、資金の支援、また利子補給であるとか、低利の融資であるとか、また特別保証ということで一〇〇%の保証であるとか、そういうこともありますので、その中で選んでいただき、また対応をしていただきたいと思つてはいるところであります。

いずれにしても、中小企業が悩むのは資金繰り、帳簿上は利益が出ていても、資金繰りといふのは大変なことであります。また資金調達、雇用、さまざまことで、雇用もここで中断をしていることもありますので、雇用調整も含めてどうしていくのか。経済産業分野のみならず、全ての、厚生労働分野も含めて、政府でパッケージで対応してまいりたいと思っております。

○浅野委員 では、次の質問、テーマに移ってまいりたいと思います。

大臣は、以前、地方創生と並行して規制改革担当大臣もされておりました。そのときに取り組まれた公文書管理の適正化、我々野党の立場でも大変當時はいろいろな議論をさせていただきましたけれども、この公文書管理に対する取組をされた当事者として、公文書管理に対する大臣のお考えを取り組まれた当時の思いといったものを感じます。少し御開陳いただければありがたいと思います。

○梶山国務大臣 当時、議事録が不備であったのもあって、御指摘を受けました。その中で、公文書の改革をしなければならないということが聞いて、皆様のお知恵を拝借をして、ガイドラインの変更もしてまいりました。

の根幹を支える国民共存の知的資源であると思つております。ですから、しっかりとその制度を根づかせるためにもということで、公文書監理官というものを置き、それぞれの省庁にも公文書を管理する職責をつくって、多分局長級の方がついているかと思つております。

形はできました。魂を入れていくことだと思つております。これまでとはこれまでとしてはいけないで、それども、今後、しっかりと公文書に携わる方々は、こういう魂を入れた上で何をしていくのか。そして、制度もできた、考え方もはつきりしてきました、さらにはまた、電子化に対するワーキンググループもできて、今検討しているところでありますので、これからしっかりと公文書管理というものに資する形はできたと思っております。ただ、しっかりと魂を入れていくことがそれぞれの役所の仕事であると思っております。

○浅野委員 まさに魂を入れていくことが重要ですし、その魂を持つた取組を行政活動において実践をしていただくことが大事だと思います。

きょう、資料の二の方に、行政文書の管理に関するガイドラインの一部を掲載をしております。これは内閣府のホームページで公開されております。すけれども、この赤線の部分、○○省というところになりますが、総綱も含めた意思決定に至る過程並びに○○省の事務及び事業の実績を合理的に跡づけ又は検証することができるよう文書を作成しなければならない、こういう一文がございま

す。

ですから、もちろんこれを実現するために、公文書を適切に作成し、管理し、そして公開をしていく、これがこれから行政の皆さんには求められていきますし、それがある種、魂のある活動だと、いうふうに思つております。

そこで、一枚めくつていただきて、資料三をばらんいただきたいんですけども、十月十八日の朝日新聞の朝刊にこのような記事が載つております。これは日韓の輸出管理に関する記事でございます。見出しが大変刺激的なんですけれども、

【極秘決定】公表はG20後、参院選前」というような見出しが、かなり詳細な記事が掲載をされています。例えば、六月二十日の午後に安倍総理の官邸執務室で関連する協議が開かれた、具体的な名前も出ておりません。そして、少し中段の方に目をやつしていただきますと、この会議が行われた日の八日後にはG20サミットが追っていたと。首相は、議長として自由貿易の重要性をうたった宣言をまとめなければならぬ立場であったということともあって、記事を読んでいただければわかるんですが、G20が終わつた後にこの輸出管理に関する何らかの動きをしようと決めたというような記事が載つているわけですね。

これがもし事実としたらとんでもないことで、改めて、経産省内でこの輸出管理に対するどのような議論がされて、どういった経緯で韓国に対する輸出管理の事業が決まつたのか。この部分について、しっかりと経緯を国民に対して説明をしていたゞく責任があると思いますので、その部分について経緯の説明を求めたいと思います。

○保坂政府参考人 お答え申し上げます。

日本を含む各国につきましては、国際合意にございまして、軍事転用可能性がある貨物や技術の貿易を適切に管理することが求められておりまして、そのため必要な不斷の見直しは、国際社会の一員として当然の義務として行つてゐるところでございます。

まず、今回の措置でございますが、国カテーテブリーの見直しにつきましては、韓国の輸出管理制度の運用に不十分な点があるところ日本からの要請にもかかわらず二国間の輸出管理政策対話を三年間開催されていないなど、韓国側の改善の意や取組等を確認できない状況が続いたことから、韓国に与えられていた優遇措置を早急に見直す必要性が生じて、措置をしたものでございます。

また、三品目に対して個別許可を求めることがした件につきましては、不適切事案の再発防止が思や取組等を確認できることから、韓国に与えられていた優遇措置を早急に見直す必要があります。

